

長崎県知的障がい者福祉協会

平成 30 年度 事業計画

1. 基本方針

本年4月より障害者総合支援法の改正・障害者福祉サービス等の報酬改定・障害者基本計画の策定などトリプル改正が行われ、障害者の新たな地域生活、社会参加の充実が進められようとしている。

このような変革期の中、当協会では、知的障がい児者の皆様への支援体制の充実と自立・社会参加促進に向けて、更なる質の高いサービスの提供を行うために各種研修会の開催を行い、会員施設職員の資質向上を図る。

更に、倫理委員会では、九州地区権利擁護特別委員会と連携し、各会員施設職員の意識向上等を含め研修会を開催し、本協会から「虐待根絶」を目指し、「障害者差別解消法」を積極的に周知・啓発していく。

また、行政や関係機関・団体との連携を深め、障害福祉制度の更なる充実に向けた諸問題の解決について提言を行い、知的障がい児者の方々と高齢者の方々との共生社会の促進に寄与する。

2. 会務の運営

①三役会の開催（随時）

理事会議案に関する協議 行政との協議等

②理事会の開催（年3回程度）

事業計画・予算の承認 事業報告・決算の承認 各規程の変更
各種別部会・専門部会の報告承認

③監事監査の実施（年1回 5月）

事業報告、決算に関する監査の実施

④保険事業実施

あんしん医療共済（メットライフ生命）集金業務

役員賠償責任保険（東京海上日動）集金業務

3. 研修事業の開催

①長崎県より委託事業の開催

- ・施設職員初任者研修
- ・サビ管フォローアップ研修
- ・強度行動障害基礎研修
- ・相談支援従事者初任者研修
- ・強度行動障害実践研修
- ・サビ管等地域・生活・就労・介護・児童・身体
- ・ファシリテーションスキル研修
- ・相談支援従事者現任研修

②各種別部会・専門委員会の研修開催

4. 各種別部会活動計画

別紙資料にて参照

5. 各専門部会活動計画

別紙資料にて参照

6. 関係機関団体との連携

①日本知的障害者福祉協会・九州地区知的障害者福祉協会

長崎県手をつなぐ育成会・長崎県社会福祉協議会・長崎県授産施設協議会・長崎県身体障害児者福祉協会・長崎県精神障がい者福祉協会・街かどのふれあいバザール運営委員会・長崎県共同受注センター

②その他障害福祉関係団体等との連携・協力